

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和5年5月19日

「不祥事根絶アクションプログラム」の改訂について

埼玉県教育委員会では、教職員の不祥事の根絶を図るため、平成30年7月に策定した「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、教員養成・採用段階における取組や、不祥事防止研修プログラムの策定による校内研修の支援など様々な取組を行ってまいりました。

しかし、不祥事の減少に至っていないという現状を重く受け止め、これまでの取組の課題を整理した上でその内容を見直すとともに新たな取組を加えて「不祥事根絶アクションプログラム」を改訂いたしました。

不祥事根絶アクションプログラムに掲げた様々な取組を行い、より一層強力に不祥事根絶に取り組んでまいります。

● 不祥事根絶アクションプログラムの概要

1 プログラムの体系

- (1) 不祥事の分析
- (2) 教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組
- (3) 研修の充実
- (4) 学校や教職員に対する支援
- (5) 教職員が働きやすい学校づくり
- (6) コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討
- (7) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく適切な対応

2 主な改訂

- 過去の不祥事について、不祥事に至るまでの経過や背景等を分析し、研修等各種取組に反映
- 教員養成を行っている大学と連携した、教員養成段階から不祥事防止を意識する取組の推進
- 研修内容や手法の工夫改善
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の施行に伴う関連取組の追加

● 不祥事根絶アクションプログラム全文

別添のとおり

● 関連ホームページ

教職員不祥事根絶ポータルサイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>